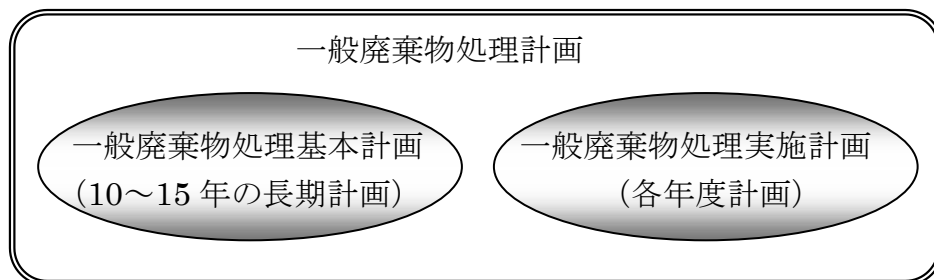


2 第 3 次計画の基本目標について

I 基本事項の確認について

- (1) 根拠法令 …… 市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定により市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。



- (2) 計画期間 …… 平成 2 5 年度から平成 3 4 年度までの 1 0 カ年

- (3) 計画内容 …… 市町村は、対象となる一般廃棄物について、減量化や再生利用に係る具体的な推進方策や目標値を明記しなければなりません。

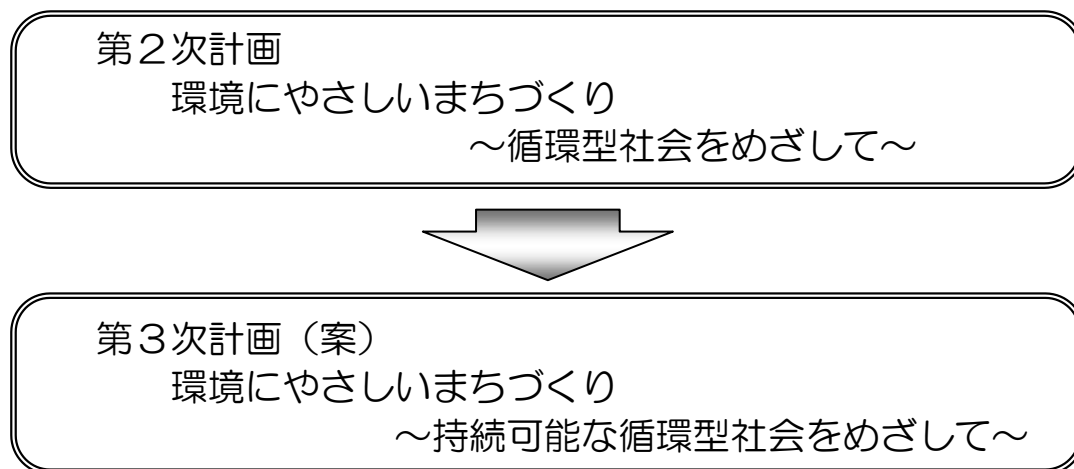
< 目標値の設定が必要な事項 >

- ① 1 人 1 日あたりのごみ排出量
- ② ごみの資源化率
- ③ 最終処分量



第 2 次計画と同様

II 基本目標の設定について



*平成 2 4 年 3 月に策定された第 5 次吉川市総合振興計画の基本計画におけるまちづくりの目標に掲げられておりますので、本計画では、基本目標を上記案のとおり変更して設定したいと考えている。